

居宅療養管理指導 重要事項説明

1. 本院は岡山県知事の指定を受けた居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所（事業所番号 3310114412）です。

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行う医師は、下記のものです。

石井内科クリニック 石井純一

2. 要支援、要介護の認定を受けられた方に対して、往診または訪問診療による計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、医師が利用者のケアマネージャーやサービス事業所への情報提供、並びに利用者及び家族への医学的観点からの指導助言を行います。
3. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行う曜日、時間は原則として下記の通りです。
 - ・月 1～2回の訪問診療時
 - ・（別途計画書にて記載した日）
4. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行った場合、薬料や注射料、処置料、診察料、訪問診療料といった医療保険にかかる費用とは別に、1回につき、医療保険で在宅時医学総合管理料を算定している場合は 1割負担の方で299円（2割負担の方で598円）、していない場合は 1割負担の方で515円（2割負担の方で1030円）、（ただし、いずれも1月に2回を上限とする）を徴収させていただきます。なお、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は公費制度により負担金が補助されることもあります。
5. 介護サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情等ございましたら、受付までお申し出下さい。苦情対応責任者は院長です。また、苦情内容によっては市町村窓口（TEL086-803-1000）または国保連合会（TEL086-223-8811）をご紹介する等対応させていただきます。
6. 医師には利用者の守秘義務があり、個人情報とは外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネージャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。
7. 指導に際し万が一事故等が起こった場合は、適切に対応いたします。

居宅療養管理指導 重要事項説明

1. 本院は岡山県知事の指定を受けた居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所（事業所番号 3310114412）です。

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行う医師は、下記のものです。

石井内科クリニック 石井純一

2. 要支援、要介護の認定を受けられた方に対して、往診または訪問診療による計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、医師が利用者のケアマネージャーやサービス事業所への情報提供、並びに利用者及び家族への医学的観点からの指導助言を行います。
3. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行う曜日、時間は原則として下記の通りです。
 - ・月 1～2 回の訪問診療時
 - ・（別途計画書にて記載した日）
4. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行った場合、薬料や注射料、処置料、診察料、訪問診療料といった医療保険にかかる費用とは別に、1 回につき、医療保険で施設入居時医学総合管理料を算定している場合は 1 割負担の方で 260 円～287 円（2 割負担の方で 520 円～574 円）、していない場合は 1 割負担の方で 446 円～487 円（2 割負担の方で 892 円～974 円）、（ただし、いずれも 1 月に 2 回を上限とする）を徴収させていただきます。なお、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は公費制度により負担金が補助されることもあります。
5. 介護サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情等ございましたら、受付までお申し出下さい。苦情対応責任者は院長です。また、苦情内容によっては市町村窓口（Tel086-803-1000）または国保連合会（Tel086-223-8811）をご紹介する等対応させていただきます。
6. 医師には利用者の守秘義務があり、個人情報とは外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネージャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。
7. 指導に際し万が一事故等が起こった場合は、適切に対応いたします。

居宅療養管理指導 重要事項説明

1. 本院は岡山県知事の指定を受けた居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所（事業所番号 3310114412）です。
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行う医師は、下記のものです。
石井内科クリニック 石井純一
2. 要支援、要介護の認定を受けられた方に対して、往診または訪問診療による計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、医師が利用者のケアマネージャーやサービス事業所への情報提供、並びに利用者及び家族への医学的観点からの指導助言を行います。
3. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行う曜日、時間は原則として下記の通りです。
 - ・月1～2回の訪問診療時
 - ・（別途計画書にて記載した日）
4. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行った場合、薬料や注射料、処置料、診察料、訪問診療料といった医療保険にかかる費用とは別に、1回につき、医療保険で施設入居時医学総合管理料を算定している場合は1割負担の方で287円（2割負担の方で574円）、していない場合は1割負担の方で487円（2割負担の方で974円）、（ただし、いずれも1月に2回を上限とする）を徴収させていただきます。なお、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は公費制度により負担金が補助されることもあります。
5. 介護サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情等ございましたら、受付までお申し出下さい。苦情対応責任者は院長です。また、苦情内容によっては市町村窓口（TEL086-803-1000）または国保連合会（TEL086-223-8811）をご紹介する等対応させていただきます。
6. 医師には利用者の守秘義務があり、個人情報とは外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当学会等において、ケアマネージャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。
7. 指導に際し万が一事故等が起こった場合は、適切に対応いたします。